

プレハブ仮設住宅物品の無償譲渡について

- 4月からの申請には電話予約が必要となります。
- 無償譲渡対象者
プレハブ仮設住宅から平成26年4月1日以降に退去した方で、移転先の住まいで譲渡物品を継続使用することを希望する方
 - 譲渡物品の範囲(プレハブ仮設住宅で現に使用していた物を基本とします)

①エアコン ②消火器 ③カーテン(レールを除く) ④照明器具
 ⑤ガスコンロ ⑥物置 ⑦郵便受け ⑧暖房器具(電気こたつ・電気ストーブ・電気カーペット)
 - 申請に必要なもの
 ア 印鑑(ゴム印、シャチハタ印は不可)
 イ 本人確認書類(運転免許証、住基カード)
 ウ 委任状(本人が申請に来られない場合必要になります)
 - 譲渡の要件
 ア 譲渡物品の保証は一切ありません。
 イ 物品の譲渡に伴う費用負担(物品の取外し、運搬、移転先での設置費用等)は、譲受人の自己負担となります。(ただし、防災集団移転事業等において助成される場合があります)
 ウ 物品の取外しにより建物等に不具合が生じた場合は、譲受人において修繕をお願いします。
 エ プレハブ仮設住宅の物品を現状のまま引渡しすることを条件としています。
 オ プレハブ仮設住宅の退去および返還手続きが必要となります。
 ※その他の留意事項等、詳細は市報2月15日号をご覧ください。
- ☎ 生活再建支援課(内線4761・4765・4766)・各総合支所保健福祉課

4月1日は市民憲章の日

市では、市民憲章を理解して受け入れ、日常生活の道標となるよう、一層の普及推進を図ることを目標に、石巻市民憲章普及推進方針を平成21年11月に制定しました。
 この中で市民が市民憲章について理解を深める日として「市民憲章の日」が制定されました。

石巻市市民憲章
平成20年4月1日制定

太陽の恵みを受け
太平洋と北上川に育まれた
「日高見の国」。

わたしたちは、この美しい郷土を愛し、
笑顔あふれる希望のまちをつくり伝える
ため、ここに市民憲章を定めます。

まもりたいものがある
それは 生命のいとなみ
豊かな自然

つたえたいものがある
それは 先人の知恵
郷土の誇り

たいせつにしたものがある
それは 人の絆
感謝のこころ

わたしたちは 石巻で生きてゆく
共につくろう 輝く未来

☎ 地域協働課(内線4237)

コンビニ収納が始まりました

4月から、市税等の納付が全国のコンビニエンスストアでもできるようになりました。
 曜日や時間を気にすることなく納付ができますので、ぜひご利用ください。
 納付書はとじない状態で送付します。そのため、紛失や納付の期別間違いは気をつけてください。
 納付書によっては、コンビニエンスストアでは取り扱いできませんので、その際は金融機関窓口へお持ちください。

○コンビニエンスストアで使用できない納付書

- ・本年3月までに発行されているバーコードが印字されていない納付書
- ・破損、汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・ミシン目を切り離してしまっている納付書
- ・納期限・取り扱い使用期限を過ぎた納付書
- ・1件あたりの金額が30万円を超える納付書

☎ 納税課(内線3131)

2015石巻ふれあい朝市

朝採り野菜・水産加工品・菓子等石巻地方の地場産品をご奉仕価格で販売します。
 と き 4月5日(日)・19日(日) 午前7時(各店舗売り切れ次第終了)
 ところ ロマン海遊21前(JR石巻駅前)

4月3日(金)まで窓口を延長します

時 間 平日 午後7時まで 開庁窓口 本庁の市民課、納税課
 ※各支所・総合支所は延長・休日開庁を行っていません。
 ※業務等詳細は市報3月1日号をご覧ください。
 ☎ 市民課(内線2313・2319・2321) 納税課(内線3142)

今月の休日開庁のお知らせ

4月5日(日)・19日(日) 午前9時～午後1時 市役所2階 市民課・保険年金課
 住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の発行、印鑑登録、住所異動届、住所異動に伴う各種国民健康保険関係手続き、住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の発行、印鑑登録、住所異動届等
 ※税証明書、電子証明書、住基カードの発行、住基カードを使用した転入届、臨時運行許可(仮ナンバー)申請、原動機付自転車の廃止・登録はできません。

4月19日(日) 午前9時～午後1時 市役所3階 納税課
 税金の納付や相談に関すること
 今月の税金 納期限 平成27年4月30日(木)
 ○国民健康保険料 第1期 ○介護保険料 第1期

※おわびと訂正 市報2月1日号に誤りがありましたので、おわびして訂正します。9ページ文化財たんぼう写真タイトル(正)中沢遺跡の大型建物群(誤)中沢遺跡の大型建物郡

表記の見方 ☑ 申し込み ☎ 問い合わせ ✉ Eメール [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選

電話番号案内 市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111 北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1
 ☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995
 開庁時間 午前8時30分～午後5時
 ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
 次回発行は平成27年4月15日の予定です。
 発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340
 編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

住民基本台帳による石巻市の人口と世帯数	
平成27年2月末現在	人口 149,561人 世帯数 59,901世帯
平成26年2月末現在	人口 150,742人 世帯数 59,468世帯

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成27年2月末現在
直接死3,275人 関連死266人 行方不明者430人
※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方
※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方